

島根県地域医療支援計画（案）に対するパブリックコメントと対応

1. 実施期間 平成25年1月18日(金) ～ 2月18日(月)
2. 実施方法 県ホームページ、県政情報コーナー等での閲覧

【ご意見と対応】

ご意見	対応
<p>1</p> <p>島根県の医師不足は深刻であるが、特に県西部で大きな問題となっている。数年前に、隠岐の産婦人科医師の不在問題があったが、こうしたことにも医師の地域偏在があらわれている。</p> <p>以前、住んでいた地域では、病院の医師の夜間対応は、本来緊急時のみなのに、急を要しない患者が来院し、医師の大きな負担になっていると感じた。</p> <p>医師や看護師の確保には、住環境を含めた勤務環境の整備が必要である。</p>	<p>ご意見のとおり医師等医療従事者の確保には、快適な勤務環境の整備は必須の条件と考えております。</p> <p>計画の5（5）2）「医師等勤務環境の充実」に記載しているように、医師事務作業補助者の配置、院内保育所の設置、住宅環境の整備など 業務負担軽減や仕事と生活の両立支援について、医療機関や関係団体とも連携しながら取り組んでいくこととしています。</p> <p>また、県内でも、いわゆる「コンビニ受診」の抑制等住民主体の地域医療を守る活動が広がりつつあり、こうした意識の普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>2</p> <p>病院の設備整備に対して、県も力強い援助をお願いしたい。</p>	<p>国庫補助事業に加え、地域医療再生基金を活用し、二次救急、三次救急及び回復期医療など、それぞれの機能に応じた設備整備に対して支援を行っています。</p>
<p>3</p> <p>病院にとって、全県下を網羅した統合データベースを活用することは非常に有用であり、それらの病院の診療情報管理部門をネットワーク化し、統計分析プランや手法を収集し、検討の一助とすべき。</p> <p>島根県立中央病院がネットワークの取りまとめや統合データベースの作成や管理、データ抽出をすべき。</p>	<p>ご意見のとおり、島根県内の病院を網羅した統合データベースの構築及び活用は有用なものであると考えます。</p> <p>統合データベースには、さまざまな内容のものが考えられますが、すでに全国的なデータベースとして、「診療報酬に関するデータベース」や「患者調査・医療施設調査等に関するデータベース」が厚生労働省で構築されつつあり、これらデータを集計・分析したものが、順次各都道府県に情報提供されています。</p> <p>今後ともこうしたデータベースを計画策定及び計画の評価に活用していきます。</p>
<p>4</p> <p>理学療法士等の職種については、病院・施設等の人材ニーズ等の実態把握に努めるとともに、養成施設の学生に対する情報提供等を積極的に行うことがミスマッチ防止等の就職支援や人口定住の観点からも必要ではないか。</p> <p>また、医療の質の向上を図るとともに病院・施設等の経営等に支障が生じないよう安定的な制度の構築について国への要望を強力に行う必要がある。</p>	<p>理学療法士等の職種については、病院・施設等の人材ニーズ等に関して関係団体等の意見を聴くなどその動向を注視し、必要に応じて適切な対応をとる必要があるものと考えます。</p>

ご意見	対応
<p>5</p> <p>国に対して地域医療の確保の取組みに対する支援や医師の地域・診療科偏在の是正等について強く要望することとされているが、医師の地域・診療科偏在を是正するためには、その大きな要因である「医師の初期臨床研修制度」の見直しが必要である。</p>	<p>初期臨床研修制度につきましては、国においても、2015年度の見直しに向けて、検討されていることから、その動向も踏まえながら対応していきたいと考えます。</p> <p>なお、現在、国に対しては、後期臨床研修制度を制度化し、地域ごと、診療科ごとの定員を設け、医師の偏在是正を図るよう要望しています。</p>
<p>6</p> <p>医師、看護職員等医療従事者がモチベーションを維持し安心して地域医療に専念するためには、医療従事者としての将来に不安を持つことのないようキャリア形成支援の取組みが重要である。</p> <p>医療機関の役割として研修への参加を支援するなどキャリア形成支援の重要性をより明確にする必要がある。</p>	<p>キャリア形成支援については、5の(4)の5)に記載しているように、各医療機関における個々のキャリア形成支援の取組みが有機的な連携のもと強化されるよう取り組んでいくこととしています。</p>
<p>7</p> <p>医学生を対象とした奨学金制度により、奨学金の貸与を受けて医師になった者のうち何名が県内に勤務しているのか。医学生のみを対象とする奨学金制度については、一定期間県内での勤務を条件とした奨学金に限定すべきではないか。</p>	<p>県の医学生を対象とした奨学金制度は、全て、一定期間の県内勤務を奨学金の返還免除条件としています。</p> <p>なお、県の医学生を対象とした奨学金制度では、平成24年度末までに192名の医学生に対して奨学金を貸与しており、このうち、平成24年4月1日現在で43名が医師となり、うち33名が県内で勤務・研修をしています。</p>
<p>8</p> <p>看護職員のモチベーションや医療・看護の質の向上を図るため、また、看護職員確保対策の一環として、研修等の支援を行う必要があると思われる。</p>	<p>県では、県看護協会等関係機関と連携しながら、病院が行う新人看護職員研修や認定看護師資格取得等への支援など、キャリアアップのためのさまざまな支援を行っています。</p> <p>看護業務をより働きがいのある魅力的な職業とすることはもとより、医療機関等にとって、量・質の両面から人材の確保に資するためにも、研修支援のあり方については、常に改善を加えることが必要と考えており、今後も関係機関と連携して対応していきます。</p> <p>5-(6)-2)を修正します。</p>

○その他

- ・誤字・脱字等指摘箇所あり、修正します。
- ・用語解説の必要について指摘あり、修正します。